

西宮市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則制定の件

西宮市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月19日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松司郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

西宮市教育委員会事務局処務規則（平成元年西宮市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表学校支援部の項学校改革課の欄を削る。

第5条第3項の表学校改革課の項を削る。

第13条第3項中第10号を削り、第11号を第10号に改め、同条第4項第13号の次に次の9項を加える。

(14) 学校教育施策の総合的調整に関すること。

(15) 学校教育の特定課題に係る総合的企画、調整及び教育関係調査に関すること。

(16) 学校園の設置及び廃止に関すること。

(17) 通学区域の設定及び調整に関すること。

(18) 児童生徒数等の推計に関すること（他課に属するものを除く。）。

(19) 西宮市幼児教育・保育ビジョンに関すること。

(20) 小中一貫校化に向けた企画、調整及び整備に関すること（他課に属するものを除く。）。

(21) 幼稚園の跡地活用等に関すること。

(22) 通学路に関すること。

第13条中第5項を削る。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

組織改正に伴う所要の改正を行うため。

西宮市教育委員会事務局処務規則（新旧対照表）

	新（改正案）	旧（現行）																						
3	<p style="text-align: center;">【略】</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px;">部等</th><th style="padding: 2px;">課</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 10px;">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle; padding: 2px;">学校支援部</td><td style="padding: 2px;">地域学校協働課</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">青少年育成課</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">学事課</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px; color: red;">削除</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 10px;">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【略】</p> <p>(総括課)</p> <p>第5条 教育委員会における企画及び調整、予算、決算、予算経理、その他庶務並びに教育委員会内の連絡調整（以下「総括事務」という。）を総括して行う課（以下「総括課」という。）を置く。</p> <p>2 前項の総括課は、教育総務課とする。</p> <p>3 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げる事務については、左欄の課において行うものとする。</p>	部等	課	(略)		学校支援部	地域学校協働課	青少年育成課	学事課	削除	(略)		<p style="text-align: center;">【略】</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px;">部等</th><th style="padding: 2px;">課</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 10px;">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle; padding: 2px;">学校支援部</td><td style="padding: 2px;">地域学校協働課</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">青少年育成課</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">学事課</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px; color: red;">学校改革課</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 10px;">(略)</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【略】</p> <p>(総括課)</p> <p>第5条 教育委員会における企画及び調整、予算、決算、予算経理、その他庶務並びに教育委員会内の連絡調整（以下「総括事務」という。）を総括して行う課（以下「総括課」という。）を置く。</p> <p>2 前項の総括課は、教育総務課とする。</p> <p>3 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げる事務については、左欄の課において行うものとする。</p>	部等	課	(略)		学校支援部	地域学校協働課	青少年育成課	学事課	学校改革課	(略)	
部等	課																							
(略)																								
学校支援部	地域学校協働課																							
	青少年育成課																							
	学事課																							
	削除																							
	(略)																							
部等	課																							
(略)																								
学校支援部	地域学校協働課																							
	青少年育成課																							
	学事課																							
	学校改革課																							
	(略)																							

新（改正案）		旧（現行）			
課	事務	課	事務		
	(略)		(略)		
学事課	学事課における予算経理及びその他庶務	学事課	学事課における予算経理及びその他庶務		
削除	削除	学校改革課	学校改革課における予算経理及びその他庶務		
学校教育課	学校教育課における予算経理及びその他庶務	学校教育課	学校教育課における予算経理及びその他庶務		
	(略)		(略)		
【略】		【略】			
(学校支援部)		(学校支援部)			
第13条 学校支援部に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。					
【略】					
3 青少年育成課		3 青少年育成課			
(1) 青少年育成課における予算経理及びその他庶務に関すること。		(1) 青少年育成課における予算経理及びその他庶務に関すること。			
(2) 青少年問題の調査研究及び啓発に関すること。		(2) 青少年問題の調査研究及び啓発に関すること。			
(3) 青少年の健全育成の推進に関すること。		(3) 青少年の健全育成の推進に関すること。			
(4) 青少年関係団体の育成に関すること。		(4) 青少年関係団体の育成に関すること。			
(5) 他都市との交流事業実施に関すること。		(5) 他都市との交流事業実施に関すること。			
(6) 青少年活動指導者の育成に関すること。		(6) 青少年活動指導者の育成に関すること。			
(7) 二十歳の式典に関すること。		(7) 二十歳の式典に関すること。			
(8) 青少年育成推進本部事務局に関すること。		(8) 青少年育成推進本部事務局に関すること。			
(9) 山東自然の家に関すること（指定管理者が行うものを除く。）。		(9) 山東自然の家に関すること（指定管理者が行うものを除く。）。			

	新（改正案）	旧（現行）
	<p><u>削除</u></p> <p><u>⑩ 青少年関係機関、団体との連絡調整及び協力に関すること。</u></p> <p>4 学事課</p> <p>(1) 学事課における予算経理及びその他庶務に関すること。</p> <p>(2) 学級編制に関すること。</p> <p>(3) 児童生徒の就学、入学、進級、卒業等に関すること。</p> <p>(4) 義務教育諸学校の教科用図書の無償給与に関すること。</p> <p>(5) 授業料等の賦課徴収及び減額免除に関すること。</p> <p>(6) 就学奨励に関すること。</p> <p>(7) 奨学金の給付・貸付等に関すること。</p> <p>(8) 奨学基金の管理に関すること。</p> <p>(9) 教育事務等の委託及び受託に関すること。</p> <p>(10) 学校園徴収金及び学校園経由支給金の規程等に関すること。</p> <p>(11) 幼児の就園、入園、進級及び卒園等に関すること。</p> <p>(12) 保育料等の賦課徴収及び減額免除に関すること。</p> <p>(13) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に関すること（他課に属するものを除く。）。</p> <p><u>⑭ 学校教育施策の総合的調整に関すること。</u></p> <p><u>⑮ 学校教育の特定課題に係る総合的企画、調整及び教育関係調査に関すること。</u></p> <p><u>⑯ 学校園の設置及び廃止に関すること。</u></p> <p><u>⑰ 通学区域の設定及び調整に関すること。</u></p>	<p><u>⑩ 丹波少年自然の家に関すること。</u></p> <p><u>⑪ 青少年関係機関、団体との連絡調整及び協力に関すること。</u></p> <p>4 学事課</p> <p>(1) 学事課における予算経理及びその他庶務に関すること。</p> <p>(2) 学級編制に関すること。</p> <p>(3) 児童生徒の就学、入学、進級、卒業等に関すること。</p> <p>(4) 義務教育諸学校の教科用図書の無償給与に関すること。</p> <p>(5) 授業料等の賦課徴収及び減額免除に関すること。</p> <p>(6) 就学奨励に関すること。</p> <p>(7) 奨学金の給付・貸付等に関すること。</p> <p>(8) 奨学基金の管理に関すること。</p> <p>(9) 教育事務等の委託及び受託に関すること。</p> <p>(10) 学校園徴収金及び学校園経由支給金の規程等に関すること。</p> <p>(11) 幼児の就園、入園、進級及び卒園等に関すること。</p> <p>(12) 保育料等の賦課徴収及び減額免除に関すること。</p> <p>(13) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に関すること（他課に属するものを除く。）。</p>
5		

新（改正案）	旧（現行）
<p>(18) 児童生徒数等の推計に関すること（他課に属するものを除く。）。</p> <p>(19) 西宮市幼児教育・保育ビジョンに関すること。</p> <p>(20) 小中一貫校化に向けた企画、調整及び整備に関すること（他課に属するものを除く。）。</p> <p>(21) 幼稚園の跡地活用等に関すること。</p> <p>(22) 通学路に関すること。</p>	
削除	
<p>6</p> <p>【略】</p> <p>(学校教育部)</p> <p>第14条 学校教育部に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。</p> <p>【略】</p> <p>3 学校保健安全課</p>	<p>5 学校改革課</p> <p>(1) 学校改革課における予算経理及びその他庶務に関すること。</p> <p>(2) 学校教育施策の総合的調整に関すること。</p> <p>(3) 学校教育の特定課題に係る総合的企画、調整及び教育関係調査に関すること。</p> <p>(4) 学校園の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(5) 通学区域の設定及び調整に関すること。</p> <p>(6) 児童生徒数等の推計に関すること（他課に属するものを除く。）。</p> <p>(7) 西宮市幼児教育・保育ビジョンに関すること。</p> <p>(8) 小中一貫校化に向けた企画、調整及び整備に関すること（他課に属するものを除く。）。</p> <p>(9) 幼稚園の跡地活用等に関すること。</p> <p>(10) 通学路に関すること。</p> <p>【略】</p> <p>(学校教育部)</p> <p>第14条 学校教育部に属する課の事務分掌は、おおむね次の各項のとおりとする。</p> <p>【略】</p> <p>3 学校保健安全課</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>(1) 学校保健安全課における予算経理及びその他庶務に関すること。</p> <p><u>(2) 学校保健及び学校安全に関すること。</u></p> <p><u>(3) 幼児児童生徒及び教育職員の健康診断に関すること。</u></p> <p><u>(4) 学校園の環境衛生管理及び感染症の予防に関すること。</u></p> <p><u>(5) 学校事故、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度及び学校災害賠償責任保険等に関すること。</u></p> <p><u>(6) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</u></p> <p><u>(7) 医師会、保健所その他関係機関、団体との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(8) 養護教諭実習に関すること。</u></p> <p><u>(9) 生徒指導に関すること。</u></p> <p><u>(10) 学校問題解決支援に関すること。</u></p> <p><u>(11) 青少年の補導に関すること。</u></p> <p><u>(12) 不登校に関すること。</u></p> <p><u>(13) こども未来センターとの連携に関すること（他課に属するものを除く。）。</u></p> <p style="text-align: center;">【略】</p>	<p>(1) 学校保健安全課における予算経理及びその他庶務に関すること。</p> <p><u>(2) 学校保健計画及び学校安全計画の立案並びに調査研究に関すること。</u></p> <p><u>(3) 学校保健及び学校安全の指導助言及び研修並びに統計に関すること。</u></p> <p><u>(4) 就園就学時、幼児児童生徒及び教育職員の健康診断に関すること。</u></p> <p><u>(5) 学校園の環境衛生管理及び感染症の予防に関すること。</u></p> <p><u>(6) 学校事故、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度及び学校災害賠償責任保険等に関すること。</u></p> <p><u>(7) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</u></p> <p><u>(8) 医師会、保健所その他関係機関、団体との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>(9) 養護教諭実習に関すること。</u></p> <p><u>(10) 生徒指導に関すること。</u></p> <p><u>(11) 学校問題解決支援に関すること。</u></p> <p><u>(12) 青少年の補導に関すること。</u></p> <p><u>(13) 不登校に関すること。</u></p> <p><u>(14) こども未来センターとの連携に関すること（他課に属するものを除く。）。</u></p> <p style="text-align: center;">【略】</p>

令和6年度 教育委員会組織改正図

(行政順) ○事務局 → ●教育機関の順

令和5年度		
教育次長 (行政)	参与 (人事担当)	
	○教育総務課	<u>担当課長 (企画財務)</u>
	○教育人事課	
	○教育職員課	
	○学校管理課	担当課長 (施設整備)
	○学校給食課	担当課長 (収納)
【共同所管】 教育次長 (行政・教育)	参与 (学校改革担当) (併)	
	参事 (社会教育担当) (併)	
	○地域学校協働課	担当課長 (放課後事業)
		担当課長 (育成センター推進) (併)
	○青少年育成課	
	○学事課	<u>〔新設〕</u>
教育次長 (教育)	参与 (GIGAスクール担当) (併)	
	参事 (人権教育担当) (併)	
	参事 (地域文化活動担当) (併)	
	参事 (地域スポーツ担当) (併)	
	○学校教育課	
	○学校保健安全課	担当課長 (教育支援)
教育機関	学校	
	●西宮高等学校	
	●西宮東高等学校	

(行政順) ○事務局 → ●教育機関の順

令和6年度		
教育次長 (行政)	参与 (人事担当)	
	○教育総務課	<u>〔廃止〕</u>
	○教育人事課	
	○教育職員課	
	○学校管理課	担当課長 (施設整備)
	○学校給食課	担当課長 (収納)
【共同所管】 教育次長 (行政・教育)	参与 (学校改革担当) (併)	
	参事 (社会教育担当) (併)	
	○地域学校協働課	担当課長 (放課後事業)
		担当課長 (育成センター推進) (併)
	○青少年育成課	
	○学事課	<u>担当課長 (企画)</u>
教育次長 (教育)	参与 (GIGAスクール担当) (併)	
	参事 (人権教育担当) (併)	
	参事 (地域文化活動担当) (併)	
	参事 (地域スポーツ担当) (併)	
	○学校教育課	
	○学校保健安全課	担当課長 (教育支援)
教育機関	学校	
	●西宮高等学校	
	●西宮東高等学校	